

介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援に関する重要事項説明書

あなた（または、あなたのご家族）が利用しようと考えている介護予防ケアマネジメント又は指定介護予防支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、利用者に対して行う介護保険法に基づく介護予防ケアマネジメント又は指定介護予防支援について、あらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

1. この契約の趣旨について

- 介護保険制度改正により、「要支援1」「要支援2」「事業対象者」という認定区分が創設され、あなたの区分が該当しています。
- 「要支援1」「要支援2」「事業対象者」の認定を受けた方は、「介護予防サービスまたは介護予防・生活支援サービス事業」をご利用いただくこととなります。
- 介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の利用にあたっては「介護予防サービス・支援計画書」作成等を行う必要がありますが、これらの業務は、「地域包括支援センター」があなたと契約を締結して作成することとなります。

2. 介護予防サービスのご利用にあたってのご注意

- 福祉用具の貸与については、「事業対象者」「要支援1」「要支援2」「要介護1」の方については、下記の福祉用具が保険給付の対象外となり、ご利用いただけません。

《保険給付の対象外となる福祉用具》

- | | |
|------------------|-------------|
| ■介護用の特殊寝台(付属品含む) | ■車いす(付属品含む) |
| ■床ずれ防止用具と体位変換器 | ■認知症老人徘徊感知器 |
| | ■移動用リフト |

- また、「日常的に起き上がりが困難」「日常的に寝返りが困難」など、国が定める条件を満たす方については、例外的に利用が認められています。

3. あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センター

①センターの名称等

センター名称	勝浦町地域包括支援センター	介護保険指定事業所番号	勝浦町指定3601000015
法人名	社会福祉法人 勝 寿 会		
法人代表者	理事長 庄 野 光 昭		
事業所所在地 (連絡先)	〒771-4306 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番の1 (電話 0885-42-3966 FAX 0885-42-3968)		
管理者名	前田 鈴代	担当者名	
営業日	月曜から金曜日(祝祭日除く)	営業時間	8時45分～17時45分
職員体制	管理者兼主任介護支援専門員(1名)・看護師(1名)保健師(1名) 介護支援専門員(1名)		

②事業の目的及び運営方針

事業の目的	介護保険法に基づき、「要支援者」「介護予防・生活支援サービス事業対象者」からの相談に応じて、「介護予防サービス」「介護予防・生活支援サービス事業」等の適切な利用ができるよう便宜の提供を行うことを目的とします。
運営方針	利用者の意思及び人格を尊重するとともに、利用者の心身の状況や環境等に応じて利用者の選択に基づき、その自立に向けて設定された目標を達成するために適切なサービスが提供されるよう配慮します。また、利用者への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、公正・中立を遵守し、関係機関や多職種との連携を図るよう努めます。

4. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の内容および利用料等

介護予防支援の内容	市町村への届け出	介護保険適用の有 無	1ヶ月当たり の利用料
①介護予防サービス・支援計画書作成	介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。	①～⑦は、一連業務として介護保険の対象となるものです。	介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 ■1月につき 月額4,420円 ■初回加算 月額3,000円 (保険給付対象) 高齢者虐待防止措置未実施減算 -1/100 業務継続計画未実施減算-1/100
②介護予防サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整			
③サービス実施状況の把握、評価			
④利用者状況の把握			
⑤給付管理			
⑥要介護認定等の申請に対する協力、援助			
⑦相談業務			

- ※ 介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の介護予防支援費介護予防ケアマネジメント費にかかる利用料は不要です。
- ※ ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を勝浦町の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。
- ※ 利用者は、介護支援専門員に対して複数の介護予防・生活支援サービス事業書、介護予防サービス事業書等の紹介を求めることや介護予防サービス・支援計画書に位置付けたサービス事業書等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- ※ 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みます。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護予防ケアマネジメント・介護予防支援が継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施します。
災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められるように、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。
- ※ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。
- ※ 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

5. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

地域包括支援センターの担当職員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3ヶ月に1回となります。（サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回がめやすになります）

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防ケアマネジメントや介護予防支援業務の遂行に必要な場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

- ※ 緊急時の対応等、24時間連絡がとれる体制を整えています。

6. 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から以下の要件を満たした場合、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行うことができます。

①利用者の同意を得ること。

②サービス担当者会議等において記載の事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

・利用者の状態が安定していること。

・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。

- ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

③少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

7. 利用者が医療機関に入院する場合の依頼

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携を図る必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

9. 事故発生時の対応について

①事業者は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

②事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

③利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

10. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する相談・苦情について

【事業者の窓口】 名称 勝浦町地域包括支援センター 担当 管理者兼 主任介護支援専門員 前田 鈴代	所在地 勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番の1 電話番号 0885-42-3966 ファックス番号0885-42-3968 受付時間 8:45~17:45 (月~金)
【市町村の窓口】 勝浦町福祉課 介護保険担当	所在地 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 電話番号 0885-42-1502 受付時間 9:00~17:00 (月~金)
【公的団体の窓口】 徳島県国民健康保険団体連合会	所在地 徳島市川内町平石字若松78-1 苦情受付専用ダイヤル 088-665-7205 受付時間 9:00~17:00

1 1. 個人情報について

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することがあります。

①使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、利用者の介護予防サービス・支援計画書に基づき、介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等連絡調整、病院受診（救急時、入院時）において必要な場合。

②使用にあたっての条件

個人情報の提供は、①に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録します。

③個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が、介護予防マネジメント・介護予防支援を行うために最低限必要な利用者や家族や個人に関する情報

認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）

④使用する期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日（要支援認定の有効期間満了日、又は介護予防・生活支援サービス事業利用の終了日まで）

（但し、契約書第3条の規定に基づき、自動更新された場合は、更新後の期間とします）

個人情報の使用について 同意します ・ 同意しません

1 2. 重要事項の説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援契約の締結にあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者（地域包括支援センター運営法人及び事業所）

住 所 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地の1

法人名称 社会福祉法人 勝 寿 会

代表者名 理事長 庄 野 光 昭

事業所名 勝浦町地域包括支援センター

説 明 者

私は、本書面にに基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

契約者

住 所

氏 名

利用者

住 所 勝浦郡勝浦町大字

氏 名